

内閣参質一五九第二三号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員大淵絹子君提出日本郵政公社設立時の会計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大淵絹子君提出日本郵政公社設立時の会計に関する質問に対する答弁書

一について

旧郵政事業特別会計、旧郵便貯金特別会計及び旧簡易生命保険特別会計（以下「旧三特別会計」という。）並びに旧簡易保険福祉事業団（以下「旧事業団」という。）の平成十五年三月三十一日現在の貸借対照表（以下「旧三特別会計等貸借対照表」という。）に計上された資産（旧郵政事業特別会計にあつては貸借対照表の借方の科目に計上されたもののうち物品価格調整引当金以外のものを、旧郵便貯金特別会計にあつては貸借対照表の資産勘定に計上されたものを、旧簡易生命保険特別会計にあつては貸借対照表の借方の科目に計上されたものをいう。以下同じ。）又は負債（旧郵政事業特別会計にあつては貸借対照表の借入資本及び未整理出納官吏に計上されたものを、旧郵便貯金特別会計にあつては貸借対照表の負債勘定に計上されたものを、旧簡易生命保険特別会計にあつては貸借対照表の保険契約準備金及び未払金に計上されたものをいう。以下同じ。）のうち、旧簡易生命保険特別会計の旧事業団に対する出資があつたこと、旧簡易生命保険特別会計の旧郵政事業特別会計及び旧事業団に対する貸付けがあつたこと、旧郵便貯金特別会計及び旧簡易生命保険特別会計の旧事業団に対する寄託があつたこと、旧郵便貯金特別会計及

び旧簡易生命保険特別会計の旧郵政事業特別会計に対する繰入れがあったこと並びに旧三特別会計及び旧事業団の間におけるその他の債権債務で決済されていないものがあつたことにより、日本郵政公社（以下「公社」という。）の成立の時ににおける貸借対照表（以下「成立時貸借対照表」という。）には資産又は負債として計上されていないものの価額及びそれが含まれる旧三特別会計等貸借対照表の科目は、別表第一のとおりである。

二について

旧三特別会計の平成十五年三月三十一日現在の貸借対照表に計上された資産又は負債のうち、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。以下「施行法」という。）第五条の規定により公社に承継されたもの以外のものの価額及びそれが含まれる旧三特別会計等貸借対照表の科目は、別表第二のとおりである。

なお、旧事業団の資産及び債務は、施行法第六条第一項の規定により、旧事業団が解散した時において公社に承継されており、国に承継されたものはない。

三について

公社の会計は、日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十九条の規定により、企業会計原則によることとされており、それに伴って、公社に承継される資産又は負債については、旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産又は負債であつて企業会計原則によれば貸借対照表に計上すべきでないものは成立時貸借対照表には計上せず、旧三特別会計等貸借対照表には計上されていない資産又は負債であつて企業会計原則によれば貸借対照表に計上すべきものは新たに成立時貸借対照表に資産又は負債として計上し、旧三特別会計等貸借対照表では純額により計上された資産又は負債であつて企業会計原則によれば総額で計上すべきものは成立時貸借対照表では総額により計上し、旧三特別会計等貸借対照表では総額により計上された資産及び負債であつて企業会計原則によれば純額により計上すべきものは成立時貸借対照表では純額により計上している。

このような考え方にに基づき、旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産又は負債であつて成立時貸借対照表に計上されていないものの価額及びそれが含まれる旧三特別会計等貸借対照表の科目は別表第三のとおり、旧三特別会計等貸借対照表には計上されていない資産又は負債であつて新たに成立時貸借対照表に計上されたものの価額及びそれが含まれる成立時貸借対照表の科目は別表第四のとおり、旧三特別会計

等貸借対照表では純額により計上された資産又は負債であつて成立時貸借対照表では総額により計上されているもの及び旧三特別会計等貸借対照表では総額により計上された資産又は負債であつて成立時貸借対照表では純額により計上されているものの旧三特別会計等貸借対照表における価額と成立時貸借対照表における価額の差額及びそれが含まれる旧三特別会計等貸借対照表の科目はそれぞれ別表第五及び別表第六のとおりである。

四について

公社に承継された資産（日本郵政公社法施行規則（平成十五年総務省令第四号）附則第三条第二項の規定により成立時貸借対照表の資産の部に計上することを要しないこととされた物品を除く。）及び負債（以下「承継財産」という。）の価額は、総務大臣が任命した評価委員が、施行法第七条の規定に基づき、その種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認められるものを除き、平成十五年四月一日現在における時価を基準として評価したものである。

評価委員が評価した承継財産の価額と、旧三特別会計等貸借対照表における当該承継財産の価額の差額は、別表第七のとおりである。

五について

お尋ねの「損益計算」とは、旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産及び負債の価額と成立時貸借対照表に計上された資産及び負債の価額との差額の内訳を指すものと考えられるところ、当該差額及びそれが生じた事由ごとの内訳は、別表第八のとおりである。

六について

国の会計や特殊法人等の中で資産等が承継される場合に、承継前の会計基準等と承継後の会計基準等が異なること等によって発生する財務諸表上の計数等の違いは、合理的に説明できるものでなければならぬことは当然である。

また、このような資産等の承継が行われる場合には、国の会計や特殊法人等において、それぞれに適用される会計基準等に基づき、適正に財務諸表上の処理がなされることになる。

別表第一 旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産又は負債のうち旧簡易生命保険特別会計の旧事業団に対する出資があったこと等により成立時貸借対照表には計上されていないものの価額等

(単位：円)

資産			負債		
会計名又は勘定名	科目名	価額	会計名又は勘定名	科目名	価額
旧郵政事業特別会計	郵便貯金特別会計からの受入未済金	87,087,891,317	旧郵便貯金特別会計	郵政事業特別会計払込未済金	87,087,891,317
旧郵便貯金特別会計	寄託金	10,540,100,000,000	旧簡易保険福祉事業団(郵便貯金運用事業特別勘定)	寄託金	10,540,100,000,000
旧郵便貯金特別会計	未収収益	353,241,071,561	旧簡易保険福祉事業団(郵便貯金運用事業特別勘定)	未払費用	353,241,071,561
旧郵便貯金特別会計	郵政事業特別会計へ繰入金	993,887,948,000	(旧郵政事業特別会計)	(他会計からの繰入資本)※1	(993,887,948,000)
旧簡易生命保険特別会計	簡易保険福祉事業団出資金	448,140,627,538	(旧簡易保険福祉事業団(一般勘定))	(政府出資金)※1	(448,140,627,538)
旧簡易生命保険特別会計	貸付金	216,916,000,000	旧郵政事業特別会計	借入金	216,916,000,000
旧簡易生命保険特別会計	未収収益	854,166,400	(旧郵政事業特別会計)※2	-	-
旧簡易生命保険特別会計	貸付金	2,000,000,000,000	旧簡易保険福祉事業団(運用事業特別勘定)	長期借入金	2,000,000,000,000
旧簡易生命保険特別会計	運用寄託金	14,300,000,000,000	旧簡易保険福祉事業団(運用事業特別勘定)	運用寄託金	14,300,000,000,000
旧簡易生命保険特別会計	未収収益	468,398,106,094	旧簡易保険福祉事業団(運用事業特別勘定)	未払費用	468,398,106,094
旧簡易生命保険特別会計	貸付金	1,018,000,000	旧簡易保険福祉事業団(土地高度利用事業特別勘定)	長期借入金	1,018,000,000
旧簡易生命保険特別会計	未収収益	194,327	(旧簡易保険福祉事業団(土地高度利用事業特別勘定))※2	-	-
旧簡易生命保険特別会計	郵政事業特別会計へ繰入金	397,475,527,822	(旧郵政事業特別会計)	(他会計からの繰入資本)※1	(397,475,527,822)
旧簡易生命保険特別会計	貸付金	545,496,328,398	旧郵政事業特別会計	保管金	545,496,328,398
旧簡易生命保険特別会計	日本銀行預託金	651,838,345,300	旧郵政事業特別会計	保管金	651,838,345,300
合計		31,004,454,206,757	合計		29,164,095,742,670

※1 負債ではなく、資本に相当する科目である。

※2 旧簡易生命保険特別会計の旧郵政事業特別会計及び旧事業団(土地高度利用事業特別勘定)に対する貸付金に係る支払利息については、旧簡易生命保険特別会計の貸借対照表では未収収益として計上されているが、旧郵政事業特別会計及び旧事業団(土地高度利用事業特別勘定)の貸借対照表には計上されていない。

別表第二 旧三特別会計の貸借対照表に計上された資産又は負債のうち会社に承継されたもの以外のものの価額等

(単位：円)

資産負債の別	会計名	科目名	価額
資産	旧郵政事業特別会計	土地	8,741,317,863
	旧郵政事業特別会計	建物	6,174,530,982
	旧郵政事業特別会計	工作物	4,921,131,351
	旧郵政事業特別会計	機械器具	2,240,000
	旧郵政事業特別会計	在外資産	2,042,087
	合計		19,841,262,283
負債	-	-	-
	合計		0

別表第三 公社に承継される旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産又は負債であって企業会計原則によることに伴って成立時貸借対照表には計上されていないものの価額等

(単位：円)

資産負債の別	会計名又は勘定名	科目名	価額
資産	旧郵政事業特別会計	琉球郵政事業未決済金	73,975,575
	旧郵政事業特別会計	特許権等	158,872,166
	旧郵政事業特別会計	在外資産	332,596
	旧郵政事業特別会計	未完成工事	1,531,113,792
	旧簡易保険福祉事業団（一般勘定）	仮払金	9,296,938,910
	旧簡易保険福祉事業団（運用事業特別勘定）	仮払金	6,727,163
	旧簡易保険福祉事業団（郵便貯金運用事業特別勘定）	仮払金	6,727,163
	旧簡易保険福祉事業団（土地高度利用事業特別勘定）	仮払金	6,727,163
	合計		11,081,414,528
負債	旧郵政事業特別会計	保管金	41,701,130,517
	旧郵便貯金特別会計	価格変動準備金	501,692,697,176
	旧郵便貯金特別会計	未払費用	4,815,245,379
	旧簡易保険福祉事業団（一般勘定）	退職給与引当金	6,305,927,798
	旧簡易保険福祉事業団（運用事業特別勘定）	退職給与引当金	55,947,758
	旧簡易保険福祉事業団（郵便貯金運用事業特別勘定）	退職給与引当金	48,954,289
	旧簡易保険福祉事業団（土地高度利用事業特別勘定）	退職給与引当金	13,986,940
	合計		554,633,889,857

別表第四 公社に承継される旧三特別会計等貸借対照表に計上されていない資産又は負債であって企業会計原則によることに伴って新たに成立時貸借対照表に計上されたものの価額等

(単位：円)

資産負債の別	科目名	価額	
資産	有価証券	476,033,580,000	
	動産不動産	土地	2,174,771,977
		建物	79,910,837,725
		動産	57,648,335,622
		その他資産 ^{※1}	293,829,079,452
	合計	909,596,604,776	
	負債	その他負債 ^{※2}	844,166,653,358
合計		844,166,653,358	

※1 棚卸資産、前払費用、未収収益、無形固定資産など。

※2 前受郵便料、未払費用、未払金など。

別表第五 旧三特別会計等貸借対照表では純額により計上された資産又は負債であって成立時貸借対照表では総額により計上されているものの旧三特別会計等貸借対照表における価額と成立時貸借対照表における価額の差額等

(単位：円)

資産			負債		
会計名	科目名	価額の差額 ^{※3}	会計名	科目名	価額の差額 ^{※3}
(旧郵政事業特別会計) ^{※1}	(保管金)	35,334,794,133 ^{※2}	旧郵政事業特別会計	保管金	35,355,912,422
(旧郵便貯金特別会計) ^{※1}	(郵便貯金未整理金)	144,447,799,439	旧郵便貯金特別会計	郵便貯金未整理金	144,447,799,439
(旧郵便貯金特別会計) ^{※1}	(貸付金未整理金)	45,548,026	旧郵便貯金特別会計	貸付金未整理金	45,548,026
合計		179,828,141,598	合計		179,849,259,887

※1 旧郵政事業特別会計又は旧郵便貯金特別会計では、当該科目に係る資産よりも負債の方が多かったため、負債として計上されていた。

※2 公社の会計が企業会計原則によることに伴って総額により計上されることとなる資産のうち、公社の会計が企業会計原則によることに伴って公社の貸借対照表には資産として計上されないものに係る価額の差額を控除している。

※3 「価額の差額」には、成立時貸借対照表における価額から旧三特別会計等貸借対照表における価額を控除した額を掲げている。

別表第六 旧三特別会計等貸借対照表では総額により計上された資産又は負債であって成立時貸借対照表では純額により計上されているものの旧三特別会計等貸借対照表における価額と成立時貸借対照表における価額の差額等

(単位：円)

資産			負債		
会計名	科目名	価額の差額*	会計名	科目名	価額の差額*
旧郵便貯金特別会計	郵便貯金未整理金	▲ 3,890,602,189	旧郵便貯金特別会計	未払費用	▲ 3,890,602,189
旧郵便貯金特別会計	未収収益	▲ 65,610,602	旧郵便貯金特別会計	郵便貯金未整理金	▲ 65,610,602
旧郵便貯金特別会計	貸付金未整理金	▲ 37,343,941	旧郵便貯金特別会計	未払費用	▲ 37,343,941
旧郵便貯金特別会計	未収収益	▲ 1,129,046,787	旧郵便貯金特別会計	貸付金未整理金	▲ 1,129,046,787
合計		▲ 5,122,603,519	合計		▲ 5,122,603,519

※ 「価額の差額」には、成立時貸借対照表における価額から旧三特別会計等貸借対照表における価額を控除した額を掲げている。

別表第七 評価委員の評価した承継財産の価額と旧三特別会計等貸借対照表における当該承継財産の価額との差額

(単位：円)

資産負債の別	科目名	価額の差額
資産	現金及び預金	24,191,438
	金銭の信託	▲ 8,909,818,647,574
	有価証券	4,773,817,641,624
	動産不動産	▲ 2,548,338,979,941
	土地	▲ 346,081,587,238
	建物 ^{※1}	▲ 1,646,033,913,853
	動産 ^{※1}	▲ 556,223,478,850
	その他資産 ^{※2}	20,842,950,454
合計	▲ 6,663,472,843,999	
負債	その他負債 ^{※3}	1,219,403,012
	合計	1,219,403,012

※1 価格の差額には、旧郵政事業特別会計の平成15年3月31日現在の貸借対照表における価額に含まれていた減価償却引当金に相当する額を控除したことによる差額を含む。

※2 未収収益、未収金、無形固定資産など。

※3 郵便為替預り金、金融派生商品など。

別表第八 旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産及び負債の価額と成立時貸借対照表に計上された資産及び負債の価額との差額及びその内訳

(単位：円)

資産負債の別	項目	価額
資産	1 日本郵政公社の成立時の貸借対照表における資産の価額	415,525,306,199,837
	2 旧三特別会計等の平成15年3月31日現在の貸借対照表における資産の価額の合計額	452,139,853,784,549
	うち旧郵政事業特別会計	12,466,767,544,717
	うち旧郵便貯金特別会計	285,707,764,365,749
	うち旧簡易生命保険特別会計	125,749,416,402,167
	うち旧簡易保険福祉事業団	28,215,905,471,916
	3 差額(1-2)	▲ 36,614,547,584,712
	旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産又は負債のうち、旧簡易生命保険特別会計の旧事業団に対する出資があったこと等により、成立時貸借対照表には資産又は負債として計上されていないものがあることによるもの※1	▲ 31,004,454,206,757
	旧三特別会計の平成15年3月31日の貸借対照表に計上された資産又は負債のうち、日本郵政公社法施行法第5条の規定により公社に承継されたもの以外のものがあることによるもの※2	▲ 19,841,262,283
	公社の会計が企業会計原則によることに伴うもの※3	1,073,220,728,327
評価委員の評価によるもの※4	▲ 6,663,472,843,999	
負債	1 日本郵政公社の成立時の貸借対照表における負債の価額	414,256,498,322,587
	2 旧三特別会計等の平成15年3月31日現在の貸借対照表における負債の価額の合計額	439,733,702,967,474
	うち旧郵政事業特別会計	7,351,835,153,627
	うち旧郵便貯金特別会計	282,585,186,143,398
	うち旧簡易生命保険特別会計	122,122,182,123,698
	うち旧簡易保険福祉事業団	27,674,499,546,751
	3 差額(1-2)	▲ 25,477,204,644,887
	旧三特別会計等貸借対照表に計上された資産又は負債のうち、旧簡易生命保険特別会計の旧事業団に対する出資があったこと等により、成立時貸借対照表には資産又は負債として計上されていないものがあることによるもの※1	▲ 29,164,095,742,670
	公社の会計が企業会計原則によることに伴うもの※3	464,259,419,869
	評価委員の評価によるもの※4	1,219,403,012
退職給付引当金及び賞与引当金を計上したことによるもの	3,084,779,435,225	
旧簡易生命保険特別会計の平成15年3月31日現在の貸借対照表における剰余金を契約者配当準備金に振り替えたことによるもの	136,632,839,677	

※1 別表第一を参照

※2 別表第二を参照

※3 別表第三から別表第六までを参照

※4 別表第七を参照

